藤沢市告示第２１０号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により、次のとおり告示します。

２０２６年(令和８年) １１月５日

藤　沢　市　長

鈴　　木　　恒　　夫

形質変更時要届出区域の所在地	村岡東二丁目２６番１の一部
形質変更時要届出区域の面積	３２７.３２４ｍ^2
土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合していないもの	六価クロム化合物 砒素及びその化合物

（事務担当　環境保全課）